

ふじのくに地域・大学コンソーシアム 平成 27 年度学術研究助成

静岡県における外国人ＤＶ被害女性の 相談・支援に関する調査報告書

2016 年 2 月

編著：白井千晶

はじめに

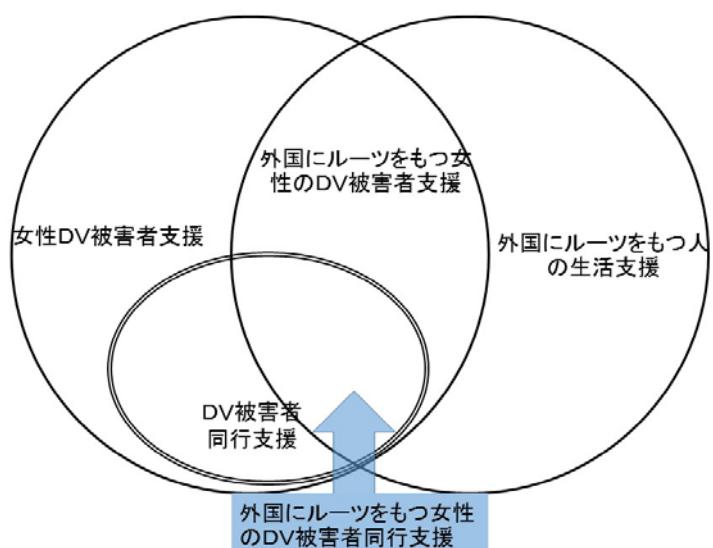
静岡県におけるDV被害女性の一時保護件数のうち、外国人は2007年から2009年の3年間で56件に及ぶ。しかし、これは緊急性が高いケースで、被害の氷山の一角だと思われる。静岡県における一時保護全体に占める外国人割合は10%を越え、他の自治体より割合が高い傾向にあり、少数言語話者の支援が特に難しいとも報告されている。静岡県の外国人人口比率は1.9%なので、外国人女性がDV被害に遭う確率は日本人女性の5倍以上と言えよう。

概念的に示すと、下図のように、女性のDV被害者支援と、外国にルーツをもつ人の生活支援の重なりに、外国にルーツをもつ女性のDV被害者支援がある。外国人DV被害女性は、ジェンダー、言語、本国法と日本の法律の相違による離婚および親権者となる手続きの困難、その知識不足、また日本で相談相手となる親族や友人の少なさ、離婚による在留資格の喪失等在留資格、複合的な困難がある。

DV被害者の中には、シェルターへの緊急一時避難や、外出時の同行支援が必要な場合がある。しかし、静岡県では、外国人女性の言語や文化的背景に配慮した相談支援、民間シェルターは十分に制度化されておらず、同行支援も事業化されていない。

周知のように、静岡県は様々な文化的背景をもつ人びとが居住している（外国籍人口割合は全国7位）。（公財）静岡県国際交流協会が2011年度から独自に外国人相談員にDV研修をしたり、女性相談員と合同で研修をおこなうなど、独自の試みをおこなってきた。しかし、女性一般のDV被害者支援体制と連携について欠かせない同行支援者やコーディネーターに対して、安定して事業運営する体制がなかったことが課題であった。他方、官民の女性一般の相談事業では、①DV被害女性の相談支援体制をすでに持っているが、外国にルーツをもつ人に特有の課題（言語、法律）に特化した相談体制はもっていない、②相談時の通訳、医療通訳・法廷通訳・生活相談や自立支援の際の通訳者は予算化されているものの、相互利用体制がなかったり、活用に関する周知が不足していたりして、十分に利用できていない、③官民ともに県内では同行支援事業制度がなく、民間も独自にシェルターの受入をおこなっていないため、伴走的に、ワンストップ的に対応できていない、などの課題があった。

そのため、2015年2月に「外国人女性支援研修会」と題して、静岡県外から外国人女性のDV相談・支援、外国人女性の妊娠葛藤・養育相談の現場の方を招き、オープンな研修会を開催した（静岡大学人文社会学部主催、企画運



宮・白井千晶) (当日の記録は『アジア研究』11号を参照)。

この研修会を機に県内官民機関の連絡会議を定期的に開催することになり、現状や課題について情報交換する場ができた。座長は静岡大学・白井千晶、参加機関は、行政から静岡県健康福祉部こども家庭課、静岡県企画広報部多文化共生課、静岡県女性相談センター、民間機関から(公財)静岡県国際交流協会、NPO法人男女共同参画フォーラムしづおか、NPO法人Safety First 静岡で、時に他のオブザーブ参加もあった。

連絡会議の中で、短期的課題として現状調査の必要、支援者の養成の必要があげられしたことから、助成金を申請し、静岡県立大学の高畠幸も加わって平成27年度に調査研究をおこなうこととした。

平成27年ふじにくに地域・大学コンソーシアム学術研究助成に「静岡県における外国人女性のDV被害支援に関する実態調査および支援者養成プログラム構築」と題する学術研究助成金の交付が決定し、下記の研究体制で実施した。

研究組織 研究代表者 白井千晶(静岡大学)

共同研究者 高畠幸(静岡県立大学)

連携機関 静岡県

(公財)静岡県国際交流協会

NPO法人男女共同参画フォーラムしづおか

NPO法人Safety First 静岡

年間計画

(1) 実態と支援ニーズの把握

1. 県・市町行政機関へのヒアリング(県所管課、県女性相談センター、市所管課)
2. 県・市町国際交流協会へのヒアリング
3. 県内の民間女性相談機関へのヒアリング
4. 県内のその他の民間機関へのヒアリング(外国人の生活相談・支援をインフォーマルに受ける教会等)
5. 県外の広域的な民間の外国人女性のDV被害相談支援機関へのヒアリング

(2) 支援者養成プログラム

外国人支援者(外国人相談員、外国人アドバイザー等)、女性支援者(女性相談員、担当課等)に対する研修会を実施する。

(3) 連絡会議の開催

1. 従来の官民連絡会議
2. 主要相談支援機関・専門家および外国人居住者の多い市町の行政や国際交流協会を交えた拡大的な連絡会議

本書では、これらの研究調査および会議研修開催の結果を報告する。2章では、研究調査の基礎情報として、県内の外国人数や他の調査および自治体報告書の知見をまとめる。

3章から8章は、DV相談の流れに沿って、県内の外国人女性のDV相談、一時保護、保護命令の現状についてヒアリング調査やデータ収集によって得られた結果を報告する。

3章は市町および民間機関への相談、4章は一時保護、5章は市町および国際交流協会へ

の相談実績調査、6章は県内3箇所の国際交流協会へのヒアリング調査、7章は県内民間団体ヒアリング調査、8章は県外の広域的な民間団体のヒアリング調査である。

9章、10章は、調査以外に研究プロジェクトが実施した成果で、9章は県内によりよい相談支援体制構築のための関係機関会議と、専門研修会の報告である。10章は研究調査から多言語情報提供が急務であることが判明したため作成した多言語パンフレットと相談時の多言語質問シートである。

最後に、11章として1年の研究調査および会議・研修、ツール作成の中から浮かび上がった課題と提言をまとめる。

(白井千晶 静岡大学)

目次

01.	はじめに	1
02.	基礎データ：県内外国人數と全国の外国女性 DV 被害相談対応状況	6
03.	DV 相談：県・市町および民間女性相談機関	14
04.	一時保護	21
05.	市町および県市町国際交流協会の相談実績調査結果	26
	市町相談実績	
	県市町国際交流協会相談実績	
	富士市配偶者暴力相談支援センター	
06.	国際交流協会への相談	40
	静岡県国際交流協会	
	浜松国際交流協会	
	富士市国際交流ラウンジ	
07.	その他の民間機関への相談	49
	カサデアミーゴス	
08.	広域団体への相談：多言語相談支援の例	53
	女性の家 HELP（公益財団法人 日本キリスト教婦人矯風会）	
	NPO 法人女性の家サーラー	
	ウェラワーリー	
	カラカサン—移住女性のためのエンパワメントセンター	
	FMC（フィリピン人移住者センター）	
09.	研究プロジェクトによる関係機関連絡会議と専門研修会	68
10.	多言語情報提供：静岡版外国女性 DV 相談パンフレットと指差し質問シート	76
	静岡版外国女性 DV 相談パンフレット	
	指差し質問シート	
11.	課題と提言	100
12.	終わりに	102

次ページは、連絡会議の発端となった 2015 年 2 月実施の研修会チラシ

外国人女性支援研修会

日時
2015年2月16日(月)
11:30～17:00 11:20 受付

場所 静岡市産学交流センター
ビネスト 7階 第1・2小会議室

静岡県静岡市葵区御幸町3番地の21ペガサート
JR静岡駅から徒歩5分／静岡鉄道新静岡駅から徒歩1分
<http://www.b-nest.jp/map.html>

問い合わせ・企画・運営 白井千晶（静岡大学）shirai.chiaki@shizuoka.ac.jp
お申込み 定員60名（先着順）申込みは「ごくちーず」へ
<http://kokuchees.com/event/index/248982/>

資料準備の都合上、2月11日夜までにお申込み下さい。
メールでのお申込みは、氏名、ふりがな、所属と肩書き、メールアドレス、都道府県をご記入の上、件名を「外国人女性支援研修会申込」として、白井千晶まで



参加費

無料

対象

女性支援・外国人支援に
関わる方（行政、教育研
究者、県外の方も歓迎）

主催

静岡大学 人文社会科学部

後援

静岡大学男女共同参画推進室
静岡大学グローバル改革推
進機構

協力

（公財）静岡県国際交流協会
NPO 法人男女共同参画フォ
ーラムしづおか
静岡大学地域社会文化研究
ネットワークセンター

プログラム

受付 11:20～
11:30「DV被害者同行支
援事業から見える現状と外
国人女性への支援」白井千晶
11:40「外国人女性の緊急
一時保護からみえる外国人女
性の現状と必要な支援および
留意点」大津恵子
(休憩) 会場飲食可能

13:10「外国人女性支援の
活動と手法および留意点：
電話相談、DV被害者同行
支援、通訳事業を事例に」
山崎パチャラ・福島由利子

14:00「外国人・外国籍の方
への司法支援」皆川涼子

14:45「妊娠相談と外国人女
性からの相談事例」小川多鶴

15:40「相談機関連携と地
域課題の解決に向けて」
加山勤子、福井ユミ、横山レ
イカ
「情報交換会」
「総合討論」

本研修会は、日本在住の外国人女性の支援について、専門家が情報や知識を共有し、つながることを目的に開催します。とくに、日本で暮らす外国人女性の背景や抱えている問題や現状、相談機関とつながった後の支援や電話相談での留意点について学びます。

外国人女性（たとえば日系人、アジア出身の女性など）は、DV被害、妊娠葛藤、医療の必要など窮屈に立たされたときに特有の課題があります。たとえば、行政文書や司法文書の言語の問題、医療や裁判における通訳の必要、離婚や親権など自国と異なる法制度、DVから逃げている間にビザの更新ができない不法滞在（オーバーステイ）になる、保険に加入できていない、医療施設で言語が通じない、妊娠・出産時の子どもの認知の問題や国籍の問題、子どもの在留資格の問題、生活保護など在留資格と福祉の問題、支援者・専門家の少なさ、親族が日本にいないこと、などです。研修会では、具体例をもとに、現状、支援者・専門家が留意すべき点、連携方法などについて理解を深めたいと思います。女性の支援者・専門家、外国人の支援者・専門家の方、どうぞご参加ください。

講師紹介

大津恵子（おおつけいこ）さん

公益財団法人日本キリスト教婦人矯風会の女性の家HELP（国籍・在留資格を問わない、女性とその子ども達のための緊急一時保護施設・シェルター）元代表。複数のNGO団体で外国人の電話相談にあたり、女性の家HELPのスタッフを経て代表を務めた。

人身売買禁止ネットワーク（JNATIP）共同代表。一般社団法人ウエルク代表。NPO法人全国女性シェルターネット理事。元内閣府女性に対する暴力に関する専門調査員。

女性の家HELPは、一時避難、支援（住居探し、離婚手

続き、滞在資格、行政への相談）電話相談事業（日本

語、英語、フィリピンのタガログ語）をおこなう。矯風会には、中長期シェルター「ステップハウス」もある。

山崎パチャラ（やまさきぱちゃら）さん

タイ人の支援団体 ウエラワーリー代表

「女性の家HELP」でタイ語ケースワークに携わった経験から、国際結婚をした移住女性や外国籍女性とその子どもたちの支援を行う組織「ウエラワーリー」を2011年4月に立ち上げ代表に就任。ウエラワーリーは、NPO法人一般社団法人 社会的包摶サポートセンター「よりそいホットライン」、NPO法人 全国女性シェルターネットによる「バーブル・ホットライン」に参加し、タイ語のホットラインを実施している。情報提供のほか、同行支援、通訳、翻訳もおこなう。英語、タイ語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語で対応可能。

福島由利子（ふくしまゆりこ）さん

ウェラワーリー理事・運営委員・コーディネーター、外国籍DV被害者同行支援事業コーディネーター
1980年代後半から人身取引及びDV等の被害者の保護、相談、通訳を行い、1992年から2002年、外国人女性のための緊急避難施設「女性の家サークル」事務局長シエルター運営責任者、在日外国人女性の人身取引及びDV被害者の一時保護及びケースワークをおこなう。外国人電話相談、HIV関係及び医療通訳、同行支援及び通訳多数。タイ語通訳・翻訳業。訳書に『貢春社会日本へ、タイ人女性からの手紙』（下館事件タイ三女性を支える会、明石書店、1995）。

皆川涼子（みながわりょうこ）さん

弁護士。大学時代のフィリピン人母子家庭への支援を通じて弁護士を目指す。日本語を母語としない女性への司法支援や人身取引問題への取組みを積極的に行う。所属する東京パブリック法律事務所外国人・国際部門は日本に居

住する外国人に対する法的支援の専門家による初めての専門事務所。

小川多鶴（おがわたづる）さん

一般社団法人アクロスジャパン代表。妊娠相談（予期しない妊娠等）の相談に応じる。特別養子縁組支援もおこなっている。アメリカ居住経験や幅広い情報から、日本語を母語としない妊娠相談事業も積極的におこなっている。

加山勤子（かやまいそく）さん

（公財）静岡県国際交流協会職員。
多文化共生情報ネットワークや、国際理解教育事業に携わる。ネットワーク事業では、県内にある29の市町国際交流協会や行政、NPO団体等、多文化共生に関わっている関係者を対象とした連絡会の開催や、外国籍住民相談員や通訳を対象とした研修会等を実施している。

福井ユミ（ふくいゆみ）さん

（公財）静岡県国際交流協会外国人支援アドバイザー
南米パラグアイ出身、日系二世。

（公財）静岡県国際交流協会外国人支援アドバイザーとして、平成23年度から、在住外国人の行政や日常生活の手続に関する相談等について、スペイン語とポルトガル語で対応している。医療やDV対策・女性相談、警察や少年鑑別所、弁護士相談等、多様な分野において、通訳経験を持つ。

横山レイカ（よこやまれいか）さん

約30年前に来日。富士市で日系ブラジル人の生活相談に応じるとともに、子どもたちのために「クルビンニョ・ド・ブラジル」（ブラジル人の小さなクラブという意味）という団体を作って活動している。小学校での外国にルーツを持つ子どもたちを支援する国際教室でも指導。ブラジル出身の日系三世。

企画・コーディネート・運営・報告・司会

白井千晶（しらいちあき）

静岡大学人文社会科学部社会学科・准教授。子どもの福祉、特に社会的養護（保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童など）に対し、公的な責任として、社会的に養護・養育を行うこと）に关心をもつが、子どもへの支援と母である女性への支援の分断に疑問をもち、本研修を企画した。全国養子縁組団体協議会代表理事、養子と里親を考える会理事。東京外国语大学日本語学科卒業を卒業し、日本語教育従事の経験をもつ。

2. 基礎データ：県内外国人数と全国の外国女性DV被害者相談対応状況

(1) 静岡県内の外国人数

静岡県は先述のように人口比で外国人割合が高い県である（平成26年12月末現在住民基本台帳人口の人口比率で約1.9%、平成27年国勢調査で7位）。県内の外国人人口はブラジル人が圧倒的に多いが、女性人口で見ると、フィリピン人はブラジル人に迫っており、外国人女性人口の30.0%がブラジル人、24.4%がフィリピン人である。

静岡県の在留外国人統計 平成27年6月時点 (全ての在留資格)

	総数	男性	女性
全体	75,319	35,723	39,596
ブラジル	26,025	14,136	11,889
フィリピン	13,639	3,969	9,670
韓国・朝鮮	5,499	2,360	3,139
中国	11,334	4,874	6,460
台湾	623	149	474

平成27年10月16日公表 法務省在留外国人統計

なお、平成24年12月末時点では、在留外国人数は71,301人のうち就業者は37,992人だった。

(2) 静岡県第三次DV防止基本計画

静岡県では、基本目標2の「いつでも、だれでも、安心して相談できる体制づくり」の一つとして「外国人・障害のある人への配慮」をあげている。

県は「多文化ソーシャルワーカーの育成・活用（平成24年度19市町49人が受講）」、「静岡県国際交流協会への外国人支援アドバイザーへの設置や、多文化共生団体ネットワーク構築事業による市町および市町国際交流協会等外国人相談窓口担当者研修会の開催により、広域ネットワークの構築に努めている」としている。しかし、課題について下記の点をあげ、今後の取り組みについて、次のように記載している。

静岡県第三次DV防止基本計画にあげられている課題

- ・DV被害者に関する支援制度やDVの正しい知識が得にくいと思われる外国人に対する支援の充実が求められています。
- ・国際交流協会との合同研修により、相互理解は深まりつつありますが、DV専門の通訳者の確保は難しいため、DV対応に理解のある外国人相談印の養成等引き続き連携を行い、必要に応じて通訳を依頼します。
- ・外国人や障害のある人に対して、相談窓口を周知するため、広報啓発活動を積極的に展開していくことが必要です。

静岡県第三次DV防止基本計画にあげられている今後の取組

○外国人に対する支援制度・窓口の周知

- ・外国人の多くは、DV相談や支援制度の正確な情報が不足していることから、相談において制度を正確に伝えるため、DVに理解のある外国人相談印と連携し、必要に応じて通訳を依頼するなど、制度の周知に努めます。
- ・社会福祉協議会と連携し、多文化共生ソーシャルワーカー育成研修を実施し、外国人への相談体制の充実に努めます。
- ・DV相談や支援制度の情報について、在浜松ブラジル総領事館に情報提供し、支援が必要な方への制度周知に努めます。
- ・引き続き、相談窓口等を記載した4か国語表記のリーフレットを作成し、市町や各相談窓口の窓口等に配架する等、広く配布していきます。

○相談に対応できる通訳者の確保・育成

- ・専門知識を有する通訳者の育成は短期間では困難なことから、既存のソーシャルワーカーを対象に、外国人相談に必要な知識を学んでもらう多文化共生ソーシャルワーカー育成研修を実施し、外国人が抱える問題の解決を支援する人材を育成します。

数値目標 多文化ソーシャルワーカーの育成 現状（平成25年度）19市町49人 目標値（平成27年度）全市町1人以上

（3）移住連による自治体調査（2004・平成16年）

移住連（移住者と連帯する全国ネットワーク：SMJ）は、平成16年に全国の都道府県に「外国籍女性への暴力の防止および被害女性の保護に関する要望書」を送付するとともに、調査への回答を求めた（45都道府県が回答）。10年以上前の調査で、現在とは異なる状況もあるが、当時の状況がわかるだけでなく、示唆に富む内容もあるので、回答の選択肢と、静岡県がどのように回答したかを抜粋して示す。（静岡県が回答した項目の右列に【静岡県】と表示）

女性への暴力に対する施策について	都道府県の総合計画の中の女性への暴力対策の有無。また外国籍女性への暴力防止と保護についての規定の有無	総合計画の中に女性への暴力対策あり。 外国籍女性についての特別規定なし	【静岡県】
		総合計画の中に女性への暴力対策はないが、男女共同参画社会実現のための施策等について記載。 外国籍女性への施策基本方針あり	(外国人と共に暮らせる社会作り、等)
		総合計画の中に女性への暴力対策はないが、男女共同参画社会実現のための施策等について記載。 外国籍女性についての特別規定なし	
		総合計画の中に女性への暴力対策はない。外国籍女性についての特別規定なし。	
	無回答		
女性への暴力に関する条例や計画の有無。また外国籍女性保護の特別規定の有無。	女性への暴力に関する条例や計画あり。 外国籍女性保護の特別規定あり。	北海道、福島県、京都府、大阪府	
	女性への暴力に関する条例や計画あり。 外国籍女性保護の特別規定なし。		

配偶者暴力相談支援センターについて	女性への暴力対策に関する要綱の公開の有無	無回答 要綱あり：回答可 特別な要綱なし 無回答	【静岡県】 【静岡県】
	外国籍女性の保護に関する考え方、施策について	国際交流協会や民間団体との協働による相談や一時保護、研修の実施など。 基本は日本人女性と同様の対応だが、外国籍ゆえの特性に配慮した対応を行う（対応検討中も含む）。 日本人女性と同様の対応 無回答	5都県。東京都（民間団体への経費の補助）、等 6県、言語面の配慮、社会的背景への配慮、文化や言葉、価値観の違いへの配慮、等 【静岡県】
	女性への暴力に関する広報活動について。また多言語広報の有無について	多言語広報あり 多言語広報計画中 多言語広報なし 無回答	9都府県（多言語相談票、広報・情報誌、ホームページ、リーフレット・パンフ、FM、案内板等） 5府県（多言語窓口カード、リーフレット、ポスター等） 【静岡県】
	支援センターの要綱について	要綱あり 条例で定める 要綱なし 無回答	【静岡県】
	外国籍女性への対応についてどのような事業を行っているか	必要に応じて通訳確保など その他の事業実施 日本人女性と同様の対応 無回答	4府県（英語相談等） 2県（多言語資料作成、民間と協働で研修等） 【静岡県】
	外国籍女性からの相談件数	実績あり 統計なし 無回答	【静岡県】
	外国籍女性の一時保護件数	実績あり 実績なし 無回答	【静岡県】02年8件
	実際に外国籍女性の相談があつた場合の対応について	必要があれば通訳の確保等の対応（県の国際交流協会、民間団体、大使館等の協力） 英語の相談員の配置、その他の言語は通訳の確保 文化や収監の違いなどへの配慮 その他の対応 日本人女性と同様の対応 無回答	23都県 3府県 2県 2道府（一時保護に多言語入所心得） 【静岡県】ほか10県
	在留資格のない外国籍女性の相談への対応について	在留資格の有無を問わず、相談、一時保護等対応（日本滞在希望者には入管出頭を勧める。原則人権擁護の観点から通報はしない） 入管と連携、協議の上、対応 大使館、領事館等との協議の上、対応 実績なし 無回答	【静岡県】ほか14都府県

外国籍女性相談の際の通訳確保について	県の国際課、国際交流協会、警察通訳センター等を活用	【静岡県】ほか 19 道県
	民間ボランティア、NGO 等に通訳を依頼	
	通訳予算範囲内で通訳雇用	
	英語対応可能な相談員を配置。その他の言語は国際交流協会等を活用	東京都、兵庫県
	その他	通訳サポーター制度を活用等
	実績なし（確保なし）	
	無回答	
	規準あり：有料	18 道県（警察通訳単価準用、1 時間 2～5 千円等）
	規準あり：無償ボランティア	
	規準なし	
	規準なし：今後予算化を含め検討中	
	無回答	【静岡県】
	その他	
	独自の研修の実施。国、県の関係機関主催の研修等への参加。	19 道府県
	国、県の関係機関主催の研修等への参加	【静岡県】
支援センター及び通訳者の研修計画について	独自の研修等を検討中	
	特になし	
	無回答	
	研修実施	6 府県
	研修等実施検討中	
外国籍女性保護に関する研修予定の有無	研修予定なし	【静岡県】
	無回答	
	関係機関連携についての考え方、外国籍女性保護に関する具体的な連携について。また今後の計画について。	16 都府県
	関係機関連絡会定例設置など、DV 関係機関ネットワークを構築（特に外国籍女性支援に限らない）	【静岡県】ほか 22 道府県
DV 対策協議会のような機関設置の有無。またその要綱等の公開について	外国籍支援に関する連携なし。計画なし	
	無回答	
	設置あり、要綱あり	【静岡県】ほか 21 道都府県
	要綱はないが、関係機関連絡会議等を設置	
	その他	
	設置なし	
	無回答	
民間団体との連携についての考え方と実践について	民間団体との連携重視、事業の協働、委託、民間団体の事業への助成等を実施	【静岡県】ほか 18 府県
	民間団体との連携重視。情報交換のための会議開催などを実施	
	民間との連携は重要と考えるが、具体的連携なし	
	無回答	

(4) 移住連による自治体調査（2010・平成 22 年）

移住連が全国の自治体を対象におこなった調査は、全国の動向がわかる近年の数少ないデータであるため、ここで抜粋して報告する。

『移住（外国人）女性 DV 施策に関する自治体調査と提言』（移住労働者と連帯する全国ネットワーク女性プロジェクト、2011 年 6 月）

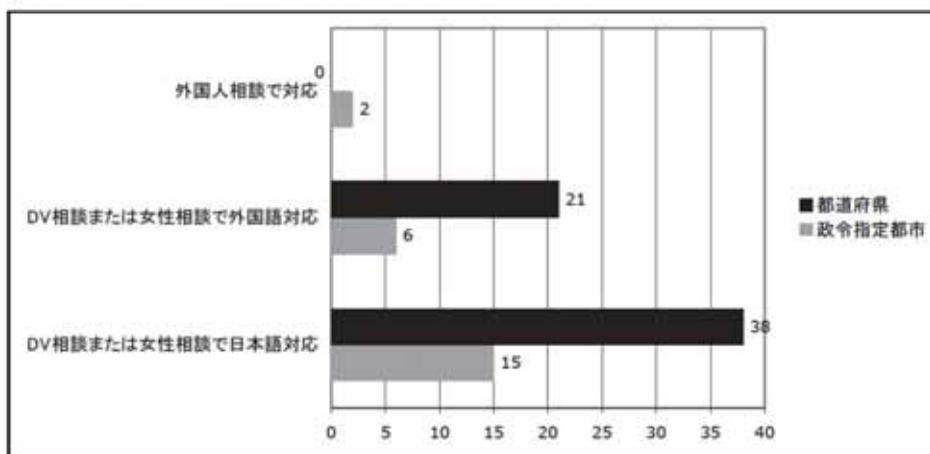
自治体で、外国人 DV 被害について、独自の多言語情報を作成しているのは 28 都道府県、6 政令指定都市である。他の機関等の作成した多言語情報を活用しているのは 16 都道府県、9 政令指定都市で、多くは内閣府作成のパンフレットである。多言語情報の作成、配布は特にしていないと回答したのは 11 都道府県、3 政令指定都市だった。

DV 相談または女性相談で外国語対応がある都道府県は 21、政令指定都市で 6 である。一時保護にさいし、特別な対応がないのは都道府県 16、政令指定都市 6、母国語等の通訳を配置し、十分な相談対応をしている都道府県が最も多く 26 都道府県（2 政令指定都市）、外国人の受け入れ体制のあるシェルターに保護するのは 7 都道府県 4 政令指定都市だった。

通訳者の配置について、国際交流協会に依頼は 29 都道府県、民間団体は 13 都道府県、自治体の通訳制度活用は 9 都道府県で、DV 対応独自の通訳人配置は 3 道府県、DV 対応独自の通訳制度は 3 都道府県しかなかった（すべて複数回答）。

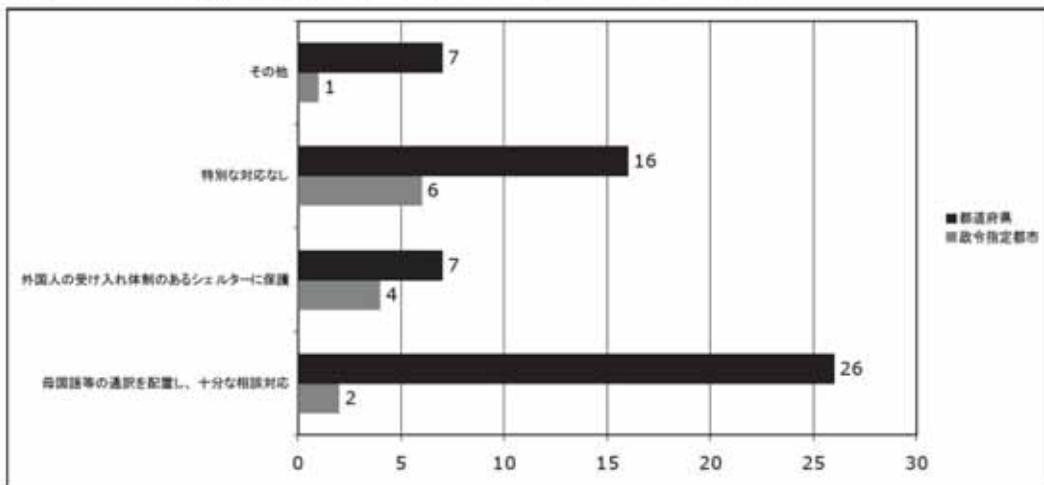
相談対応について、例えば大阪府では、「大阪府外国人情報コーナートリオフォン」を利用して、外国人 DV 相談を受けている。英語、中国語、韓国、朝鮮語・ポルトガル語・スペイン語・タイ語・フィリピン語・ベトナム語に対応しており、女性相談センターの外国人相談専用ダイヤルとして公開している（月～金、9 時～17 時 30 分）。

図 1 外国人の DV 相談についての対応（重複回答あり）



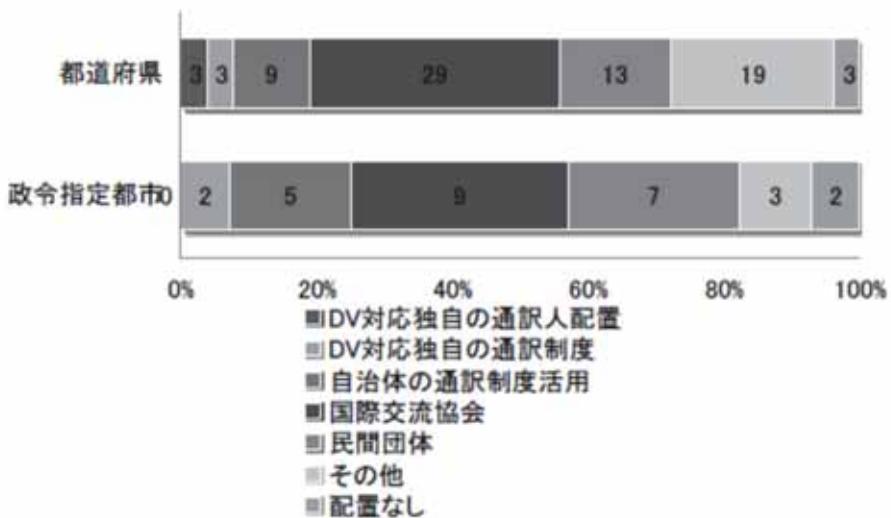
なお DV、女性、外国人相談がひとつの窓口であると回答したのは、5 都道府県だった。

図2 外国人の一時保護対応（複数回答、グラフ内の数字は件数）



愛知県では一時保護の18%が外国人で、女性相談センターには一時保護対応の通訳が6言語7人登録されており、1年間で延べ50回以上の利用があった。愛知県から出された外国人対応の課題としては、一時保護施設が携帯電話使用を制限されることにより、自国や日本の支援者（友人知人）と絶たれてしまい、一時保護所でさらに孤立が深まることがあげられていた。

(1) 通訳者の配置はどのようにになっていますか？（複数回答、グラフ内の数字は件数）



「外国人DV被害者への対応」研修をおこなっているのは14都道府県2政令指定都市、厚生労働省の実施する「人身取引被害者及び外国人DV被害者を支援する専門通訳者養成研修事業」は41都道府県9政令指定都市が「知っている」と回答している。

取り組みとして、例えば東京都ではDV被害者支援に携わる通訳者に研修をおこなって

いる。石川県国際交流協会では、トリオフォンによる相談事業を実施している。三重県では平成 22 年度から外国人 DV 被害者相談対応のための専門通訳を養成している。神奈川県では、多言語 DV 相談窓口の案内をするリーフレット（7 言語）を作成している。窓口での相談においては、「外国人 DV 被害者のための多言語相談シート」を作成し、絵や母言語で書かれた選択肢を指差しして答えてもらえるようにしている。また通訳者の通訳が正しいかどうか、相談者に確認する際にも使用している。外国人対応のマニュアル（在留資格やビザの有効期限等）を作成している。

兵庫県では、厚生労働省の補助金制度のハードルが高いため（ポスター等で広報する条件あり）、県独自に通訳研修を開始し、また、平成 17 年度から通訳派遣制度を設けた。また、外国人 DV 被害者相談用の『DV 相談マニュアル』も作成している。

自治体への調査で静岡県が課題として回答したのは、「(特に少数言語の) 通訳者確保が難しい」だった。

これらの調査結果を受けて、移住連は、(1) 多言語情報の発信と活用、(2) 通訳体制の確立、(3) 外国人登録窓口の活用、(4) 子どもにつながる関係機関の連携：子育て支援、児童虐待防止支援、学校、(5) 外国人コミュニティとの連携、(6) 民間支援組織、国際交流協会などとの連携、(7) 入国管理局の対応、(8) DV 相談についてのワンストップセンターの確立、を提言している。一時保護については、1 安全な場所であることを伝える重要性、2 外国人の法的・社会的背景を理解した支援の必要性、3 一時保護期間中に生活の安定に向けたケースワークを行う必要性、4 長期にわたる支援の継続を課題としてあげている。

支援者研修については、1 職務関係者研修と対応マニュアル、2 DV 専門通訳と通訳者研修、3 支援者の待遇をあげている。

最終的には、自治体における被害者支援の限界から、国による移住（外国人）女性 DV 被害者支援センターの設置（多言語 DV 相談、通訳・翻訳、緊急一時保護、自立支援プログラム、予防プログラム）を提起している。

（5）移住連による民間シェルター調査

『移住女性の民間シェルター利用状況調査報告書』（移住労働者と連帶する全国ネットワーク女性プロジェクト、2015 年 1 月）によれば、公的シェルターの利用者数に占める外国籍女性の割合は 8.16% である（厚生労働省家庭福祉課調べ）。ここから試算すると、DV 被害を受ける割合は、人口 10 万人につき、日本籍女性 6.2 人に対し、外国籍女性は 32.1 人に及ぶ。

静岡県の一時保護件数に占める移住女性割合は 13.11% で（平成 24 年度）、愛知 16.42%、滋賀 16.67%、福井 15.79%、新潟 16.13%、京都 14.47% について 47 都道府県中 6 位である。（2007 年都道府県平均は 8.5%、政令指定都市平均 2.9%、『移住（外国人）女性 DV 施策に関する自治体調査と提言』）。

民間シェルター利用では、移住女性の比率は 7.66% である。移住女性の方が、子ども同伴割合が高いという（全体で 2012 年度 64%、移住女性では 78%）。

移住連では、DV 被害を受けた移住女性の支援のために、1) 通訳システムや公的支援の確立、2) 移住女性が日本において持ち得る社会資源を補う制度の必要性、民間シェルター

ならではの長所を生かした移住女性シェルター運用の必要性、の 3 点をあげている。

補足

①厚生労働省 「人身取引被害者及び外国人 DV 被害者を支援する専門通訳者養成研修事業」

平成 21 年厚生労働省通知、3 日間の研修で、研修内容の構成例があり、国からの補助がある。

②内閣府作成の多言語 DV パンフレット

<http://www.gender.go.jp/e-vaw/book/02.html>

(白井千晶 静岡大学)

3. DV 相談：県・市町および民間助成相談機関

(1) DV 被害者支援の流れ

DV 被害者支援の流れは下記の図に示した。①相談・通報、②必要な場合は一時保護や保護命令の申し立て、③問題解決や自立支援へ、という流れである。本章では外国人女性のDV被害相談の現状を、次章で一時保護の現状を述べる。



図 静岡県の DV 被害者支援の流れ

（出典：静岡県第三次 DV 防止基本計画概要版）

DV被害者に対する支援の流れ

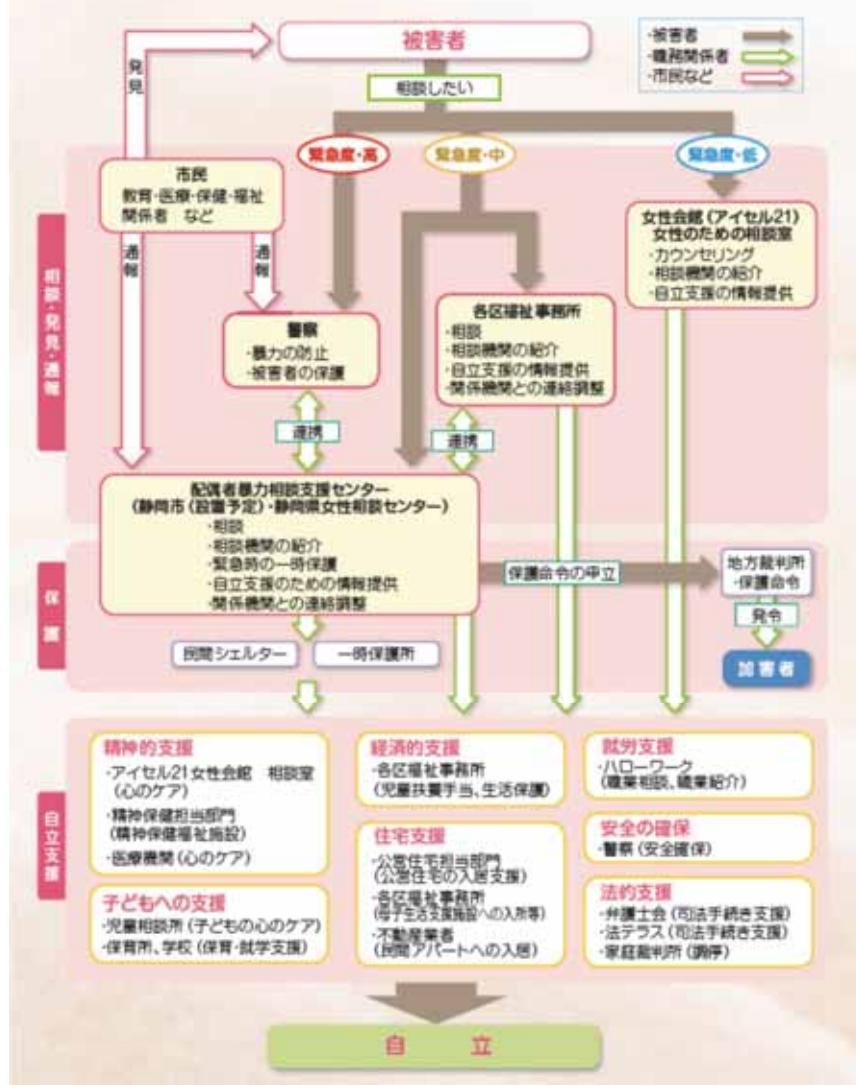


図 静岡市の DV 被害者支援の流れ

（出典：静岡市 DV 防止基本計画概要版）

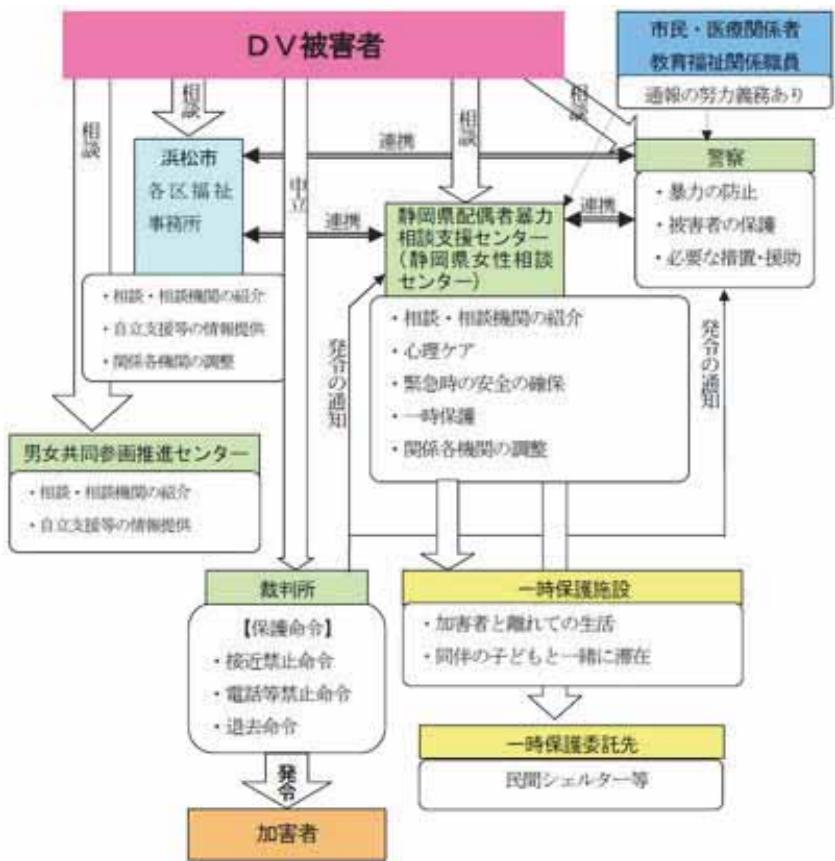


図 浜松市の DV 被害者支援の流れ

(出典：浜松市 DV 防止・支援基本計画)

(2) DV 被害の相談（行政）

DV 被害の相談をすることができる行政機関として、広域的には静岡県の女性相談センター、同じく県の女性相談（NPO に業務委託）がある。地域別には配偶者暴力相談支援センターが富士市、浜松市（政令市）にある（政令市である静岡市も設置予定）。区市には福祉事務所があるほか、男女共同参画センターなどで DV 相談窓口を開設している区市もある。町では福祉課が生活に関する相談を受けている。どこにでも相談はできるが、業務内容（例えば一時保護、生活保護、保護命令へのかかわり等）には違いがある。詳しくは「9章 多言語情報提供」の「相談の流れ」フローチャートを参照してほしい。

県の女性相談センターは、都道府県が自主的に設置しているもので、静岡県女性相談センターは配偶者暴力相談支援センターに指定されている。

配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV 防止法）に定められた施設で、婦人相談所などで DV の防止、保護のための業務をおこなう機能を果たすものである。静岡県では、上記の女性相談センターのほか、浜松市、富士市に開設されている。

福祉事務所は社会福祉法に規定された「福祉に関する事務所」で、都道府県市（特別区）に設置が義務付けられている。市町村単独では、福祉部・福祉課として設置されている。業務内容は、生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、母子及び寡婦福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法に定める援護、育成又は更生の措置である。（市町村に移管された業務があり、県福祉事務所は福祉三法（生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法）のみ所管）。

静岡県では、静岡県女性相談センターと、健康福祉センター（県の保健・医療・福祉に関する業務、保健所）4箇所に女性相談員が駐在し、相談を受けている。市町での配置も推進されており、平成25年4月現在、14市町の福祉事務所に女性相談員が配置されている（第3次静岡県DV防止計画）。政令市である浜松市、静岡市でも、各区の福祉事務所に女性相談員が配置されている。

女性相談員は、かつて婦人相談員という名称であり、売春防止法を根拠法として厚生労働省所管で委嘱を受けた市民で要保護女子の発見、相談、指導を行う者とされていたが、のちDV法に基づき、DV相談も受けこととなった。費用は国が1／2、自治体が1／2を負担している。

一時保護を依頼する判断は、女性相談員の所管である福祉事務所がおこなって、一時保護の依頼を県女性相談センターにおこない、県女性相談センターが一時保護施設に措置決定をおこなう（一時保護は4章）。また、福祉事務所では、生活保護など生活扶助の判断とケースワークもおこなっている。

静岡県のDV基本計画によれば、時間外に市町への相談があれば、ほとんどは警察が受理している。

DV相談の実績をみると、県と市の女性相談員の外国人女性DV被害面接相談は毎年200件を超えており、全体の1割に及ぶ（先述のように県の外国人人口は1.9%）。

県、市の女性（婦人）相談員による対応件数（実人数）

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
面接相談件数 (全体)	2076	2301	2558	2500	2688	2571
うち外国人の 面接相談件数	225	272	252	198	200	223

静岡県健康福祉部こども家庭課調べ

在留外国人の中には、日本語でコミュニケーションがとれる人も多く、本人が難しくても日本語を話せる人を帶同することも少なくない。しかし、県の女性相談センターと配偶者暴力相談支援センターでの相談では、日本語が十分に話せない被害者からの相談が年に30件以上あった。当人が孤立しているほど、日本語を話せる知人を頼ることができないのだろう。

県女性相談センター、配偶者暴力相談支援センター（富士市、浜松市）相談件数

DV相談件数（加害者との関係別）（平成26年度）

	配偶者(届出あり)	配偶者(届出なし)	配偶者(届出有無不明)	離婚済み	生活の本拠をともにする交際相手	生活の本拠をともにした元交際相手
来所	459	290	38	0	117	9

電話	916	791	42	10	125	3	5
その他	3	3	0	0	0	0	0
合計	1378	1024	80	10	242	12	10

電話相談には男性からの相談 23 件を含む

静岡県調べ

相談件数のうち日本語が充分に話せない被害者からの相談件数（平成 26 年度）

	人数	うちタガログ語	ポルトガル語	スペイン語	その他
来所	22	11	4	2	5
電話	14	7	1	2	4
その他	0	0	0	0	0
全体	36	18	5	4	0

他の年度も含めると、その他は英語、タイ語、韓国語、中国語、ロシア語、ルーマニア語、等様々。

電話には男性からの相談 1 件を含む

静岡県健康福祉部こども家庭課調べ

次に、市町における DV 相談の体制はどうなっているだろうか。

県の調べによれば、DV 等に関して外国人の相談を受ける体制について、福祉課または男女共同参画課で外国人対応職員を配置している市町は 7 市町だった（静岡市、浜松市、磐田市、袋井市、御前崎市、菊川市）。福祉課または男女共同参画課で外国人からの DV 等の相談体制はないが、通訳などの必要があった場合、市町内の他の所属職員に依頼して担当できると回答した市町は 10 市町、市町職員では対応できないため、国際交流協会などに依頼すると回答したのは 2 市町であった。担当課で対応可能、他の所属職員に依頼する、と回答した市町でも、国際交流協会への依頼もあると回答した市町も少なくない。

また、福祉課で相談を担当できるか、男女共同参画課で対応できるかについては、静岡市、浜松市、富士宮市、富士市は、福祉課でも、男女共同参画課でも、相談が担当できると回答している（ただし自課で対応職員を配置しているのは浜松市のみ）。

県内市町における外国人 DV 等相談対応状況（政令市を含む）（平成 27 年 3 月調査時点）

	対応職員配置	他所属職員依頼等へ依頼	国際交流協会	対応策なし	その他	計
外国籍住民からの相談対応	7	10	2	15	1	33

静岡県健康福祉部こども家庭課調べ

静岡県注：対応なしと回答した市町についても、実質的には他所属職員（市民課の通訳等の対応可能職員）へつないで対応していると考えられる。

平成 24 年度、対応職員配置は 4 市のみであった。

県、市の女性（婦人）相談員および県の「あざれあ」相談員に対し、県が「外国人の相談対応について困ったことがあるか」を訪ねたところ、6 割が困ったことがあると回答している。第三次静岡県 DV 防止基本計画では、困ったことがあるか否かにとどまっているため、本調査研究では、困っている内容を尋ねた（第 5 章）。

県・市の女性（婦人）相談員及びあざれあ相談員への調査結果

外国人の相談対応について困ったこと があるか（回答 34 人）	ある 20 人（58.8%）	ない 14 人（41.2%）
------------------------------------	----------------	----------------

出典：第三次静岡県 DV 防止基本計画

（3）DV 被害の相談（民間女性相談機関）

静岡県には、NPO 法人など女性の相談を受ける民間機関が複数ある。その中のいくつは、自治体の女性相談の業務委託を受けたり、センター等に相談員を派遣したり、会に所属する個人が個人として女性相談員を委嘱されたりしている。

（1）であげた図では、緊急度の低い相談・カウンセリングは、静岡県では、「あざれあ」や保健センター、静岡市では、静岡市女性会館（アイセル 21）の相談室などに相談することがしきされている。

これらの相談事業は、自治体から NPO 法人など民間の相談機関に業務委託されている。課題としては、静岡市の図で「緊急度・低」「緊急度・中」「緊急度・高」と書かれているいわゆる「トリアージ」を誰が判断するのか明確でないこと、また、被害者が適切に判断して適切な相談先に相談できるとは限らないのに、各々を担う機関の定例的な会合や、ケースカンファレンス、情報交換の場がもたれていないことがあげられる。

また、ヒアリングでは、当事者が DV かどうかわからない、離縁したいかどうかわからない、と逡巡するようなケースについても、「緊急度・中」「高」に飛び込んでしまう例が少なくなく、「緊急度・低」の相談・カウンセリングが十分におこなわれることが必要ではないか、とのことであった。

静岡県内の女性相談、DV 相談の民間機関のうち、行政からの委託事業ではなく、ホームページなどで周知して直接電話相談を受けている団体は少ない（管見では S&S ネットワークのみ）。民間機関の多くは DV 防止・啓発などの教育事業を主な活動とするなど、相談ないし直接的な支援活動をおこなっていないことが背景として考えられる。

連携、ネットワークの状況については、民間相談委託機関は、委託元との定例的な会議はあるものの、福祉事務所や婦人保護施設、警察など多機関のネットワークには入っていなかった。一時保護を受託している機関は、県が開催する年に 1 回程度の一時保護施設会議の機会があるが、外国人女性の DV 被害相談支援を想定した、市町外国人相談員や国際交流協会などを交えた会議は開催されていない。また、静岡県内の各民間機関は、フォーマルなネットワーク体制を組んでいない¹。

浜松市では、「浜松市 DV 相談ネットワーク連絡会」を設置している。「設置要項」に掲載されている連絡会会員は以下の通りで、官民の相談機関、支援機関が加わっている²。

¹ ヒアリングでは、県内の民間機関のネットワークはないが、研修や学会で交流する機会を利用しているとのことだった。

²

<http://www1.g-reiki.net/hamamatsu/reiki/youkou/pdf/kodomokatei/kosodateshien/001103E21.pdf>

浜松中央警察署生活安全課	浜松東警察署生活安全課
浜北警察署生活安全課	天竜警察署刑事生活安全課
細江警察署生活安全課	西部健康福祉センター福祉こども課
静岡地方法務局浜松支局	企画調整部国際課
市民部ユニバーサル社会・男女共同参画推進課	健康福祉部福祉総務課（人権啓発センター）
健康福祉部障害保健福祉課	健康福祉部高齢者福祉課
健康福祉部精神保健福祉センター	健康福祉部健康増進課
こども家庭部子育て支援課	こども家庭部児童相談所
各区社会福祉課	母子生活支援施設
浜松市人権擁護委員連絡協議会	浜松市民生委員児童委員協議会
日本司法支援センター静岡地方事務所浜松支部	浜松市男女共同参画推進センター
NPO法人浜松カウンセリングセンター	S & S ネットワーク
オブザーバーとして参加：静岡地方裁判所	

相談体制の課題

○DV 相談の情報提供

静岡県、政令市の DV に関するページおよび多文化共生（外国人住民）に関するページでは、多言語で外国人の生活相談の案内については存在するが、DV 相談に関する情報を掲載していない。静岡県女性相談センター、静岡市の相談機関（アイセル 21）でも、サイトの多言語表記はしておらず、館内の多言語パンフレットは、DV の説明と相談先（電話番号）が掲載されているのみである。内閣府が作成した多言語案内があるが、DV 相談の流れや、一時保護、保護命令、法テラスの利用など DV 特有の知識について掲載はあっても、県内の情報は得られない。結果として、開設している窓口は、外国人女性が相談しづらいのではないだろうか。

○言語対応

県・市町の DV 相談電話で、多言語対応の電話は存在しない。

対面の相談においても、外国人女性の DV 相談があった場合の、通訳の利用に関する判断をする体制、実際に利用する体制、在留資格など複合的な課題があった場合の対応など、市町間で知識・情報の共有をしたり、資源（通訳者）を共有する体制が不足しているのではないだろうか。

○官民のネットワークの不足

浜松市では DV 支援ネットワークを設置しているが、県や他の市町では設置がないか定例の会議などは開催されていないようである。民間機関同士のフォーマルなネットワークもないようだ。緊急度や危険度の低い相談やカウンセリング（自立支援を含む）機関と、緊急度や危険度中程度・高度の相談を行う機関の定例連絡会がなく、外国人から相談が入った場合の対応や情報、体制が共有しづらい。緊急度の低い相談を受託している機関の中には、外国人から相談が入った場合、どうすればよいかわからないところもあった。

コラム：他県の多言語相談状況

例えば神奈川県は、英語、韓国・朝鮮語、中国語、タガログ語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タイ語の8言語で県内相談先が記載されたパンフレットを作成し、県のサイトなどにも公開している。

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f480214/p2551.html#gaikokugo>

また、配偶者暴力相談支援センターは、英語、韓国・朝鮮語、中国語、タガログ語、スペイン語、ポルトガル語、タイ語で対応している（月～土曜日、10時～17時、多言語の面接相談は要予約）。

東京都ではDV相談窓口（配偶者暴力相談支援センター）では外国語での相談はできないが、東京都外国人相談において外国語で対応している。

神戸市も、神戸国際コミュニティセンター、兵庫県国際交流協会、NPO法人を相談先として表示している。

（白井千晶／静岡大学）

4. 一時保護

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成 13 年）、「売春防止法」（昭和 31 年）に基づき、「DV 被害者等」「要保護女子」は一時保護される。この一時保護は、県の一時保護所もしくは厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託しておこなうことと定められており、静岡県では県女性相談センターが所管する一時保護所と民間（社会福祉施設や民間シェルター）¹の一時保護委託先を設置している。また、市町においても緊急宿泊先を確保している（第三次静岡県 DV 防止基本計画）²。

警察や女性相談などの関係機関への DV 相談・通報により、各市町の福祉事務所等が一時保護の必要を判断し、静岡県女性相談センターに一時保護を依頼する。一時保護先が決定したら、市町福祉事務所は職員（ケースワーカー）が女性を安全に一時保護先に送り、受け入れ手続きをする。利用は原則として 2 週間であり、その間に市町と女性、入所先が連携しながら、その後の対応や支援、サービスについて決定する。一時保護所の退所後は、市町が引き続き担当となる。こうした流れは、都道府県によって異なっている。

県が措置としておこなう一時保護の総数は、下表に示したとおり、平成 19 年度以降、年々減少傾向にある。これは、DV についての情報が行き渡り、深刻化する前に相談につながっているからではないかと言われている。

この中で、保護総数に占める外国人の割合は 1 割前後であり、人口比（1.9%³）に比べるとかなり高くなっている。

平成 19 年度～平成 27 年度（7 月末）の外国人の一時保護を女性の国籍別に見ると、フィリピンが最も多く 56.3%、2 番目にブラジル 17.2%、中国 10.2%、ペルー 5.5% となっている。県内の在留外国人はブラジル 33.8%、フィリピン 18.3%、中国 15.8%、韓国・朝鮮 7.6%、ペルー 6.2% であるが⁴、人口比に対して、フィリピン人女性の割合が高いのが特徴である。国籍でその他に多いのは韓国、朝鮮などであるが、アジア諸国、南米諸国、アフリカ諸国や欧米諸国もあり、言語対応の難しさが予想される。

一時保護を依頼した市町別に見ると、外国人の割合が高い市において一時保護数が多くなっているが、むしろどの市町にもまんべんなく要保護ケースがあるといえるだろう。担当者の異動もある中で、単発的にケースを担当することが予測され、ケースワークの研修や実践力をどのように伝達し共有するかが課題になると考えられる⁵。

¹第三次静岡県 DV 防止基本計画、p.30

² 平成 27 年度の一時保護委託先は 13 箇所（DV 基本計画では、平成 29 年度の目標値 18 箇所）。DV 基本計画によれば、民間シェルターは 4 箇所、民間シェルターは県のネットワーク構成員に加わり、県女性相談センターとの意見交換会議を毎年開催している。市町で緊急宿泊先の確保をしているのは 20 市町（57.1%、平成 25 年 9 月 1 日現在、第三次静岡県 DV 防止基本計画、p.30）。

³ 平成 26 年 12 月末現在住民基本台帳人口の人口比率（静岡県）。

⁴ 同上

⁵ 静岡県女性相談センターでは、新任向けに年度初めに基礎研修をおこなっている（市町・警察対象で地域別に実施）。また、市町対象の DV 研修は年 3 回、東海 4 県の女性相談研修を年 1 回実施している。

一時保護数と外国人の割合

年度	保護総数	うち DV	外国人	割合(%)	主訴DV	外国人保護日数 平均(日間)
19	220		21	9.5	19	21.6
20	164		21	11.6	19	19.0
21	138	110	12	8.7	11	23.7
22	139	111	30	21.6	27	29.4
23	108	79	11	10.2	9	25.6
24	96	58	10	10.4	9	34.8
25	81	57	9	11.1	8	18.3
26	83	59	8	9.6	7	35.3
27(9月末まで)	47		6	12.7	6	17.6

静岡県女性相談センター調べ

国籍別一時保護外国人に占める割合

%

	ブラジル	フィリピン	中国	韓国・朝鮮	ペルー	ベトナム	その他
県内外国人に占める割合(男女)	33.8	18.3	15.8	7.6	6.2	4.5	13.8
一時保護外国人に占める割合	17.2	56.3	10.2	3.9	5.5	0.8	6.1

県内外国人に占める割合は静岡県平成26年12月末の住民基本台帳人口による。一時保護に占める割合は平成19年度～平成27年度7月末(女性相談センター調べ)。

市町別外国人一時保護(平成19年度～平成27年7月)

%

下田市	松崎町	沼津市	三島市	裾野市	伊豆の国市	清水町	小山町
1.6	0.8	4.7	-	0.8	1.6	1.6	1.6
御殿場市	富士宮市	富士市	静岡市	焼津市	藤枝市	島田市	牧之原市
3.9	3.9	7.8	11.7	4.7	4.7	1.6	3.1
磐田市	吉田町	掛川市	袋井市	湖西市	御前崎市	菊川市	浜松市
9.4	0.8	7	2.3	0.8	3.9	1.6	20.3

静岡県女性相談センター調べ

個人の特定につながることを避けるため、年度合計数の割合で示している。

一時保護にさいし、子どもを同伴しているか否かで見ると、同伴している割合が高い。一時保護中は、登園、通学などができないこと、中学生以上の男児は公設の一時保護所に滞在できること⁶、保護施設退所後の就学など課題が多重的になること、収入が必要な一方で就労や就職が難しいことなどから、困難が予想される。

⁶ 県が委託している民間の一時保護先を利用することになる。

一時保護後の退所先を見ると、母子生活支援を退所先とする割合が 16.4%であり、中期的に自立を目指していくことがわかるが、同じ割合で加害者宅のいる自宅に戻っている。女性相談センターによれば、中には日本に他に頼ったり相談したりする先がなく、経済的にも加害者に扶養されるしかなく、「自分さえ我慢すれば」と戻ってしまうケースも少なくない。また、加害者不在の自宅（6.3%）は、加害者の逮捕等や保護命令等により不在であるものの、いずれ加害者が帰宅する可能性がある。

日本人に比べて、外国人女性の特徴はさらに 3 点ある。1 点は、退所先として知人・親類宅の割合が高いということだ（25.0%）。知人・親類宅は、一時的な滞在になる可能性が高く、転々とすると、その後の市町の相談支援や就労が難しくなる。女性相談センターによれば、退所時には、市町に引き継ぐが、退所先が知人・親類宅の場合、支援の継続ができなくなることがあるということだ。2 点目に、民間アパートに移れる割合が低い。日本人でも子連れのシングルマザーが賃貸先を得ることが難しいケースがある（非正規就労割合が高いこととも関連）が、外国人はさらに困難だろう。3 点目に、住み込み就労が 8.6% であるが、以前は工場などに雇用され、雇用先の住居提供があったものが、近年では提供された住居から派遣として短期的な就労を繰り返す形態になり、収入や雇用形態、住居が不安定になっている⁷。就労を含めた自立支援とも関わる問題だろう。

これらから、一時保護退所時の公営住宅の利用や保証人の問題など、住居の問題が浮かび上がった。

一時保護に児童を同伴しているか否か（平成 19 年度～平成 27 年 7 月末）

単身	児童同伴
27.3%	72.7%

静岡県女性相談センター調べ

退所先（平成 19 年度～平成 27 年 7 月末）

母子生活支援施設	婦人保護施設	民間アパート	公営住宅	住み込み就労	自宅（加害者在）	自宅（加害者不在）
16.4	5.5	10.9	0.8	8.6	16.4	6.3
知人宅	親類宅	帰国	その他（入院・他施設等）	不明（自主退所）	調整中	
14.8	10.2	5.5	2.3	1.6	0.8	

静岡県女性相談センター調べ

個人の特定につながることを避けるため、年度合計数の割合で示している。

⁷ DV 基本計画によれば、静岡県では県女性相談センター所長等が就職やアパートの入居の際の連帯保証人隣、万が一損害補償が必要となった場合に、損失補填をおこなう事業（施設入所児童等自立促進事業）を実施、公営住宅についても、目的外使用として、DV 被害者の入居を認める取り扱いをしている（平成 21 年度 2 件、22、23 年度 0 件、24 年度 2 件）（DV 基本計画）。

一時保護所入所者の生活保護受給状況を、全体と外国人についてみると、日本人と外国人の受給割合は、あまり大きな違いはない（むしろ年度ごとの違いの方が大きい）。

一時保護入所者の生活保護受給状況

年度	保護総数	生活保護受給者数	割合(%)	外国人	生活保護受給者数	割合(%)
23	108	27	25	11	2	18.2
24	96	29	30.2	10	4	40.0
25	81	26	32.1	9	2	22.2
26	83	31	37.3	8	2	25.0
27(9月末まで)	47	25	53.2	6	4	66.6

※22年度以前については統計資料なし

静岡県女性相談センター調べ

一時保護ではないが、婦人保護施設の入所実績は下記の通りで、外国人の入所は多くない。

婦人保護施設入所実績

項目	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
新規入所人数	8	14	12	16	8	11
うち外国人				1	1	0

外国人女性の結婚と配偶者関係

静岡県内の在留外国人はブラジル国籍の人の割合が高いが、一時保護される女性はフィリピン国籍が多い（56.3%と過半）。

それは在留外国籍女性の結婚の類型と関係があるだろう。在留外国人の国籍、就労状況、在留資格は、性別によって異なる傾向がある（法務省統計参照）。現代の日本では、在留外国人は女性の方が多く（女性 53.8%）、「日本人の配偶者等」の在留資格で滞在する人も女性の方が多い。

夫婦のどちらかが外国籍である、または国籍が異なる「国際結婚」は、日本人男性と外国人女性の割合が高く、その国籍は東南アジアや東アジアが多い。このパターンの場合、女性は経済的に自立しておらず（移住連貧困プロジェクト 2011、カラカサン 2013）、在留資格も「日本人の配偶者等」であることが少なくない。

一方、南米諸国の日系人の場合は、3世までは「定住者」資格が可能で、外国籍同士の結婚であることが多い。

静岡県内の在留外国人の国籍は示したとおりだが、婚姻状態、就労状態は、国籍によって異なるだろう（外国人の男女別婚姻状態、男女別就労状態の統計はない）。

国籍や在留資格、居住市町によって、母国語で相談できる友人や親族がいるかどうか、集住してコミュニティがあるか、散住しているかも異なる。就労目的の場合は、集住傾向にあり、配偶者の場合は散住傾向にある。

こうした背景が、DV 被害に影響を与えていた可能性があるが、後述のように、相談体制はそれらを十分に考慮できていない。例えば静岡県のホームページでは、一部の情報を多言語で表示しているが、英語とポルトガル語のみである。市町の外国人相談窓口でも、ポルトガル語とスペイン語以外の言語に対応している市町は多くないのが現状である。

移住連女性プロジェクト 2011『移住（外国人）女性 DV 施策に関する自治体調査と提言』。

カラカサン 2013『フィリピン人シングルマザーの就労実態と支援にかんする調査 報告書』